

だい じ か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い

第3次春日井市多文化共生プラン

ねん ど
(2024-2028年度)



か ず が い し
春日井市

ね ん れ い わ ね ん が つ
2024年(令和6年)3月

もくじ 目次

だい しょう 第 1 章

プランをつくるにあたって

- 1 プランのもとにある ^{かんが} 考え 1
- 2 プランの ^{いち} 位置づけ 2
- 3 プランの ^{きかん} 期間 2

だい しょう 第 2 章

かすがいし いま 春日井市の今とこれからに向けて

- 1 ^{かすがいし いま} 春日井市の今 3
- 2 ^む これからに向けて 7

だい しょう 第 3 章

きほんてき ^{かんが} 基本的な ^{かた} 考え方

- 1 ^{すがた} めざす 姿 1 1
- 2 ^{きほんもくひょう} 基本目標 1 2
- 3 ^{とりくみ たいけい} 取組の体系 1 4
- 4 ^{じゅうてんてき おこな} 重点的に ^{じぎょうおよ} 行う事業 ^{もくひょうち} 及び目標値 1 5



だい しょう 第4章

とりくみじぎょう 取組事業

- | | | | |
|---|----------------------|--|----|
| 1 | き ほん もく ひょう
基本目標Ⅰ | コミュニケーションの支援 | 20 |
| 2 | き ほん もく ひょう
基本目標Ⅱ | あんしん く
安心して暮らすための支援 | 24 |
| 3 | き ほん もく ひょう
基本目標Ⅲ | た ぶ ん か き ょ う せ い ち い き
多文化共生の地域づくり | 32 |

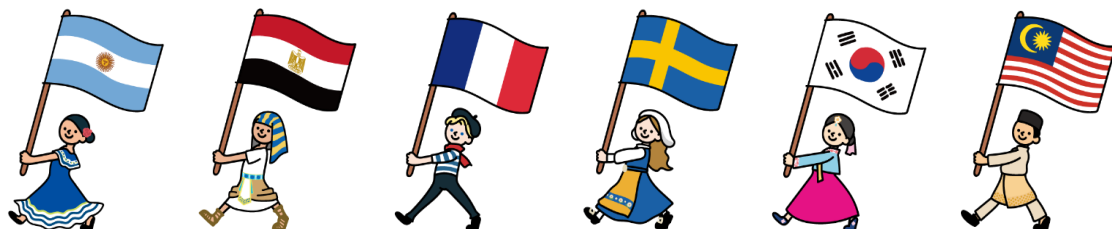
だい しょう 第5章

プランの推進

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | すいしんたいせい
プランの推進体制 | 42 |
| 2 | しんこうかんり
プランの進管理 | 42 |

しりょうへん 資料編

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | さくていけいか
策定経過 | 44 |
| 2 | か すが い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ か い い い ん め い ぼ
春日井市多文化共生審議会委員名簿 | 45 |
| 3 | か すが い し た ぶ ん か き ょ う せ い し ん ぎ か い き そ く
春日井市多文化共生審議会規則 | 46 |
| 4 | ようごかいせつ ごじゅうおんじゅん
用語解説（五十音順） | 48 |



だい しょう 第1章 プランを作るにあたって

1 プランのもとにある かんがえ

かすがいし たぶんかきょうせい すす けいかく ねん へいせい ねん
春日井市では、多文化共生のまちづくりを進める計画として、2008年（平成20年）
がつ かすがいしたぶんかきょうせい い か だい じ つく たが
3月に『春日井市多文化共生プラン（以下、「第1次プラン」という。）』を作り、「互
いぶんか みと あ とも く もくひょう しえん
いの文化を認め合い 共に暮らすまちづくり」を目標に、「コミュニケーション支援」、
せいかつしえん たぶんかきょうせい ちいき きほんほうしん たぶんかきょうせい
「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを基本方針として、多文化共生のまち
づくりに進めてきました。

ねん へいせい ねん がつ しゃかいじょうせい ほうりつ かいせい がいこくじんし めん と ま
2019年（平成31年）3月には、社会情勢や法律の改正など、外国人市民を取り巻
かんきょう へんか かんが だい じ みなお おこな あら とりくみ と い だい
く環境の変化を考えて、第1次プランの見直しを行い、新たな取組を取り入れた『第2
じ かすがいしたぶんかきょうせい い か だい じ つく
次春日井市多文化共生プラン（以下、「第2次プラン」という。）』を作りました。

だい じ つく あと ねん れいわがんねん がつごろ かくにん しんがた
第2次プランを作った後の2019年（令和元年）12月頃に確認された新型コロナウ
かんせんしょう せかいてきりゅうこう がいこくじん おお えいきょう あた
イルス感染症の世界的流行は、外国人に大きな影響を与えました。

かすがいし ぎのうじっしゅうせい はじ がいこくじんじゅうみん かず すく
春日井市においても、技能実習生を始めとした外国人住民の数は少なくなりました。

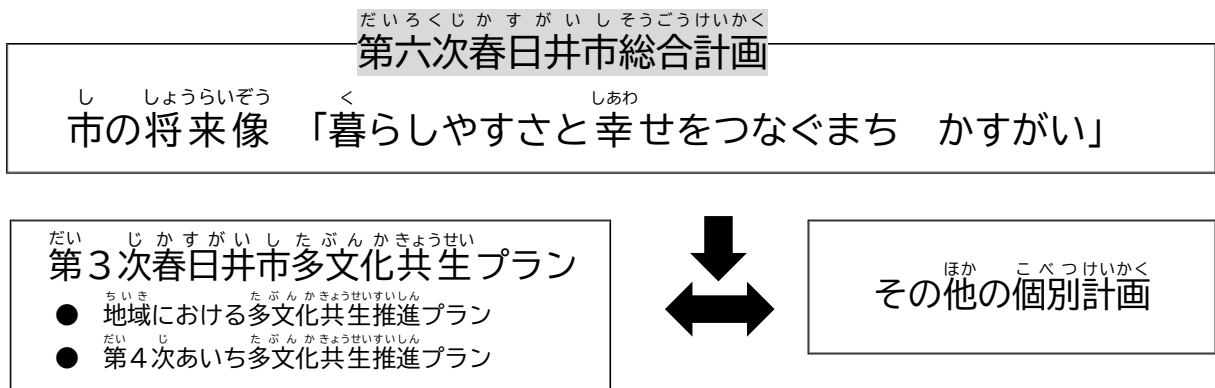
ねん がいこくじんじゅうみんぜんたい かず おお ふ
しかし、ここ1年で、外国人住民全体の数は、大きく増えています。

ほうりつ めん しゅつにゆうこくかん りおよ なんみんにんていほう みなお ねん へいせい
また、法律の面では、『出入国管理及び難民認定法』が見直され、2019年（平成
ねん がつ あら いってい せんもんせい ぎのう がいこくじん はばひろ ぶんや そくせんりよく
31年）4月から、新たに一定の専門性、技能がある外国人を、幅広い分野で即戦力とし
う い ざいりゅうしかく とくていぎのう つく
て受け入れることができる在留資格「特定技能」が作られました。

たぶんかきょうせい と ま かんきょう へんか ねんど れいわ ねんど
このように、多文化共生を取り巻く環境は変化しており、2023年度（令和5年度）
だい じ けいかく きかん しゅうりょう いま かすがいし げんじょう かくにん
に第2次プランの計画の期間が終了するため、今の春日井市の現状を確認するとともに、
たぶんかきょうせい とりくみ そうごうてき すす だい じ かすがいしたぶんかきょうせい
多文化共生の取組を総合的に進めていくために、『第3次春日井市多文化共生プラン』
をつく
を作ることとしました。

2 プランの位置づけ

2018年（平成30年）2月に作られ、2023年（令和5年）3月に見直しをした『第六次春日井市総合計画』の共生に関する目標を実現するための実行計画として位置付けるとともに、2020年（令和2年）9月に総務省が見直しをした『地域における多文化共生推進プラン』、2022年（令和4年）12月に愛知県が作った『第4次あいち多文化共生推進プラン』の内容を踏まえて作るものです。



3 プランの期間

このプランの期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

なお、計画期間が2023年度（令和5年度）までの第2次春日井市多文化共生プランを、令和6年度からこの計画が引継ぎます。

平成20年度 (2008)	～	令和元年度 (2019)	～	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
かすがいし 春日井市 たぶんかきょうせい 多文化共生 プラン(第1次)		だいじかすがいし 第2次春日井市 たぶんかきょうせい 多文化共生プラン		だいじかすがいしたぶんかきょうせい 第3次春日井市多文化共生プラン				

第2章 春日井市の今とこれからに向けて

I 春日井市の今

(1) 外国人住民の推移

春日井市の外国人住民の人口は、
2023年（令和5年）4月現在、
8,339人です。

春日井市の総人口 308,038人
の約2.7%です。

外国人住民人口、総人口及び外国人比率

	外国人住民人口	総人口	外国人比率
2018年	7,080人	311,293人	2.3%
2023年	8,339人	308,038人	2.7%

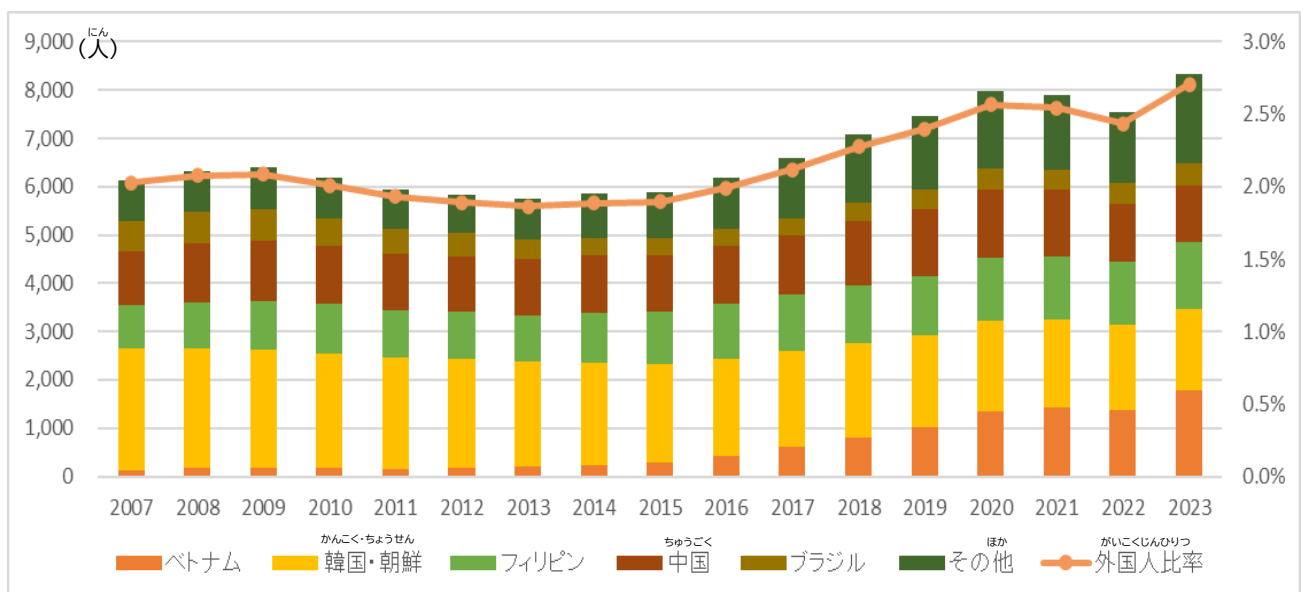
住民基本台帳 ※各年4月1日現在

2018年（平成30年）からの5年間の人口の変化を見ると、2019年（平成31年）12月頃に確認された新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に減りました。

しかし、2022年（令和4年）後半から、再び増えています。

この5年間で、外国人住民の人口は、約18%増えました。

外国人住民人口と外国人比率の変化



住民基本台帳 ※各年4月1日現在

(2) 国籍別外国人住民人口

2023年（令和5年）4月現在、春日井市の国籍

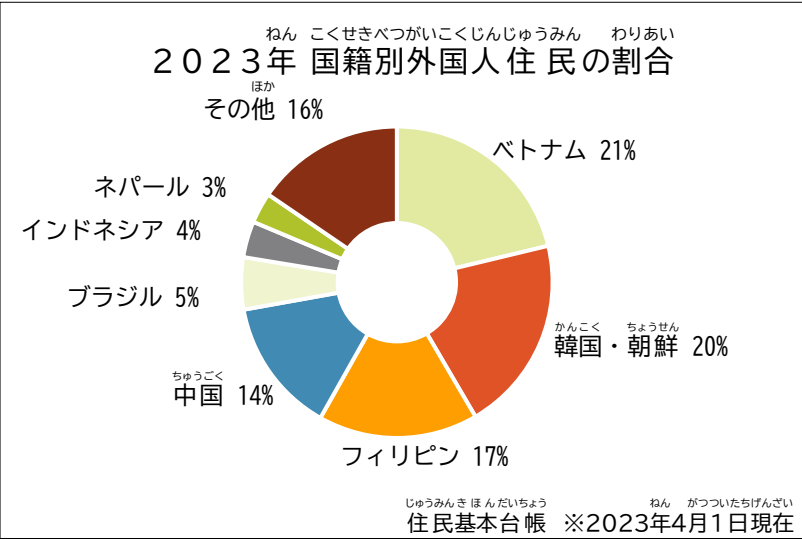
別外国人住民人口は、ベトナムが最も多いです。

次に、韓国・朝鮮、フィリピン、中国、ブラジル

の順で、多くなっています。

この5か国で、外国人総人口の約78%を占めています。

ます。



また、2018年（平成30年）4月現在と比

べると、韓国・朝鮮と中国は減っています。

フィリピン、ブラジルは増え、ベトナムについ

ては、大幅に増えています。

インドネシア、ネパールも、少しずつ増えています。

ます。

外国人住民の国籍を見ると、2018年（平成

30年）4月現在は、61か国の登録がありました。

2023年（令和5年）4月現在の登録は、71

か国です。

外国人住民の多国籍化が進んでいます。

2023年 国籍別外国人人口

くにめい 国名	じんこう にん 人口（人）
ベトナム	1,771
かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	1,696
フィリピン	1,384
ちゅうごく 中国	1,168
ブラジル	451
インドネシア	313
ネパール	266
パキスタン	180
ミャンマー	138
タイ	133
スリランカ	125
トルコ	102
アメリカ	89
バングラデシュ	81
ペルー	80
ほか その他	362

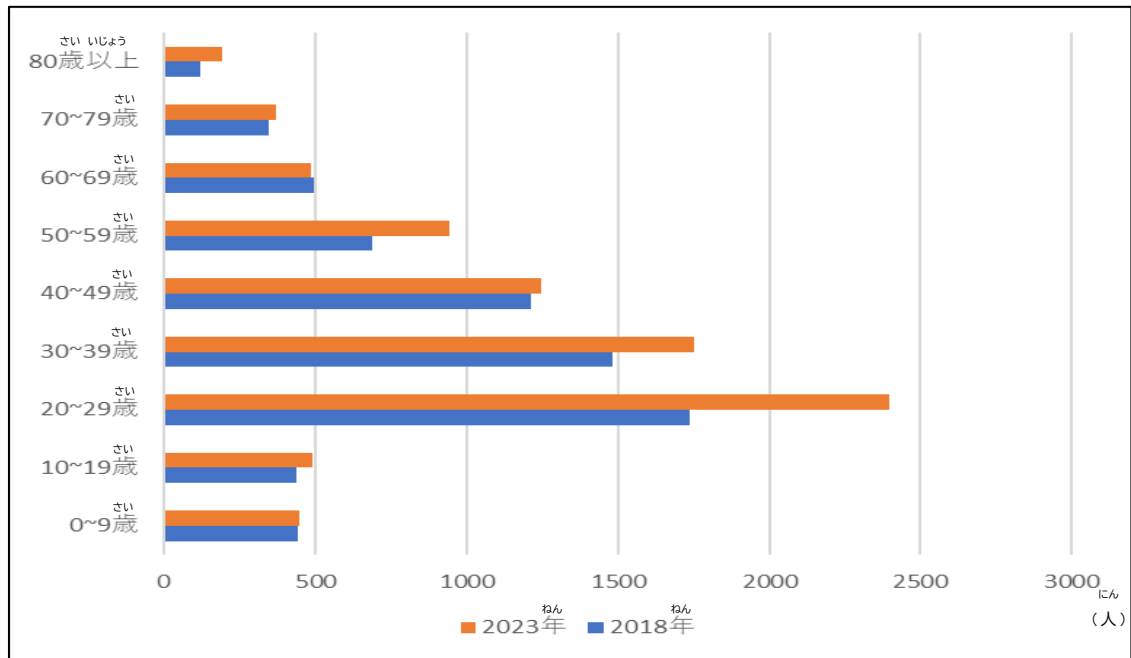
住民基本台帳 ※2023年4月1日現在

国籍別外国人人口（上位5か国）

	2018年	2023年
1	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮 1,946人	ベトナム 1,771人
2	ちゅうごく 中国 1,337人	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮 1,696人
3	フィリピン 1,201人	フィリピン 1,384人
4	ベトナム 801人	ちゅうごく 中国 1,168人
5	ブラジル 386人	ブラジル 451人

住民基本台帳 ※2023年4月1日現在

(3) 年齢別外国人住民人口



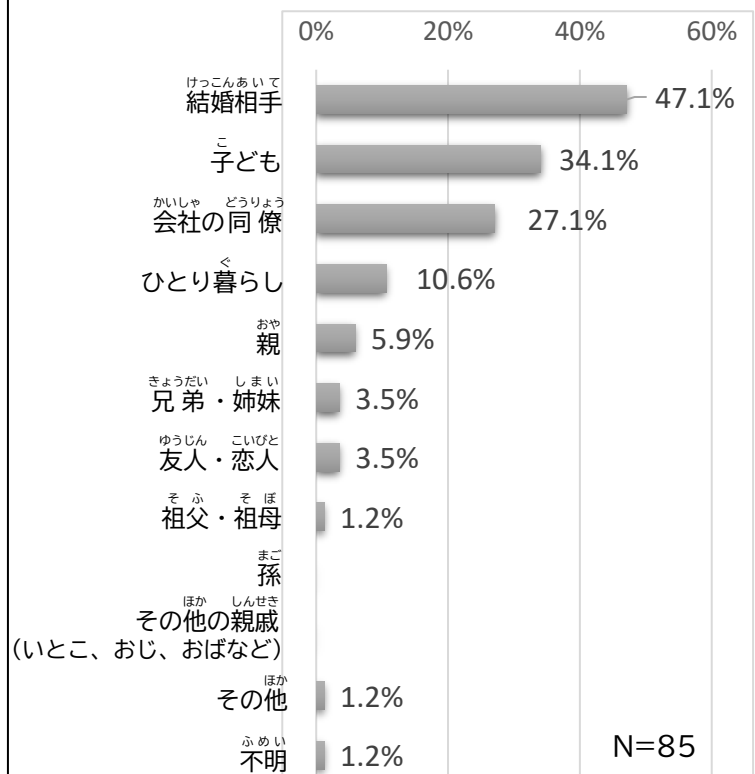
住民基本台帳 ※2018年は1月1日現在、2023年は4月1日現在

2018年（平成30年）4月現在と2023年（令和5年）4月現在の外国人住民の年齢別の人口を見ると、60歳～69歳以外は、すべての年齢層で増えています。

なかでも20歳～39歳の働き手となる若い人が増えています。

また、家族で住んでいる外国人住民が多いことから、これから子どもの数も、増えていくことが考えられます。

Q.現在、誰と一緒に住んでいますか？



愛知県外国人県民アンケート調査報告書【春日井市】（2022年2月）

(4) 在留資格別人口

在留資格別で見ると、2019年（平成31年）4月に、『出入国管理及び難民認定法』が見直され、在留資格「特定技能」が新しく作られ、増えています。

2023年（令和5年）4月現在、外国人住民の約6%になっています。

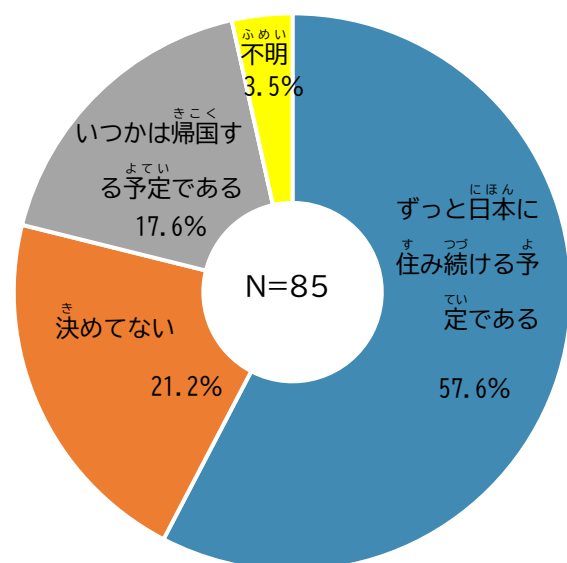
また、「特別永住者」、「永住者」、「定住者」などの中・長期的に日本で暮らしている人が、約58%となっています。

愛知県外国人県民アンケートにおいても、半数以上が、ずっと日本に住み続けることを予定しています。

在留資格	2018年	2023年
特別永住者	1800人	1,539人
永住者	1907人	2,212人
定住者	449人	508人
日本人の配偶者等	424人	416人
永住者の配偶者等	117人	154人
技能実習	1089人	1,302人
技術・人文知識・国際業務	307人	630人
特定技能1号		521人
家族滞在	342人	463人
その他	645人	594人

住民基本台帳 ※各年4月1日現在

Q.今後も日本に住み続ける予定ですか？



愛知県外国人県民アンケート調査報告書【春日井市】（2022年2月）

2 これからに向けて

(1) 国の動き

2019年（令和元年）6月に、外国人の日本語教育の充実・機会の拡充を促すために、『日本語教育の推進に関する法律』が作られました。

その法律の基本的な考え方として、

- ① 外国人などに対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ② 日本語教育の水準の維持向上
- ③ 関連施策などとの有機的な連携
- ④ 日本語教育が地域の活力向上に寄与するものであるとの認識
- ⑤ 幼児期及び学齢期にある外国人などの家庭における教育などにおいて使用される言語の重要性

などが示されました。

この法律では、春日井市などの地方自治体の役割として、地域に合わせた日本語教育の推進に関する取組を行うこととされています。

また、2020年（令和2年）9月に、外国人住民の増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性ある社会実現の動き、デジタル化の進展などの社会経済情勢の変化を踏まえて、2006年（平成18年）3月に作った『地域における多文化共生推進プラン』を見直しました。

この見直し後のプランでは、次の4つを、地域において多文化共生の取組を進める意義として示しています。

- ① 多様性と包摂性のある社会の実現による新たな日常の構築
- ② 外国人住民による地域の活性化・グローバル化への貢献
- ③ 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- ④ 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

(2) 愛知県の動き

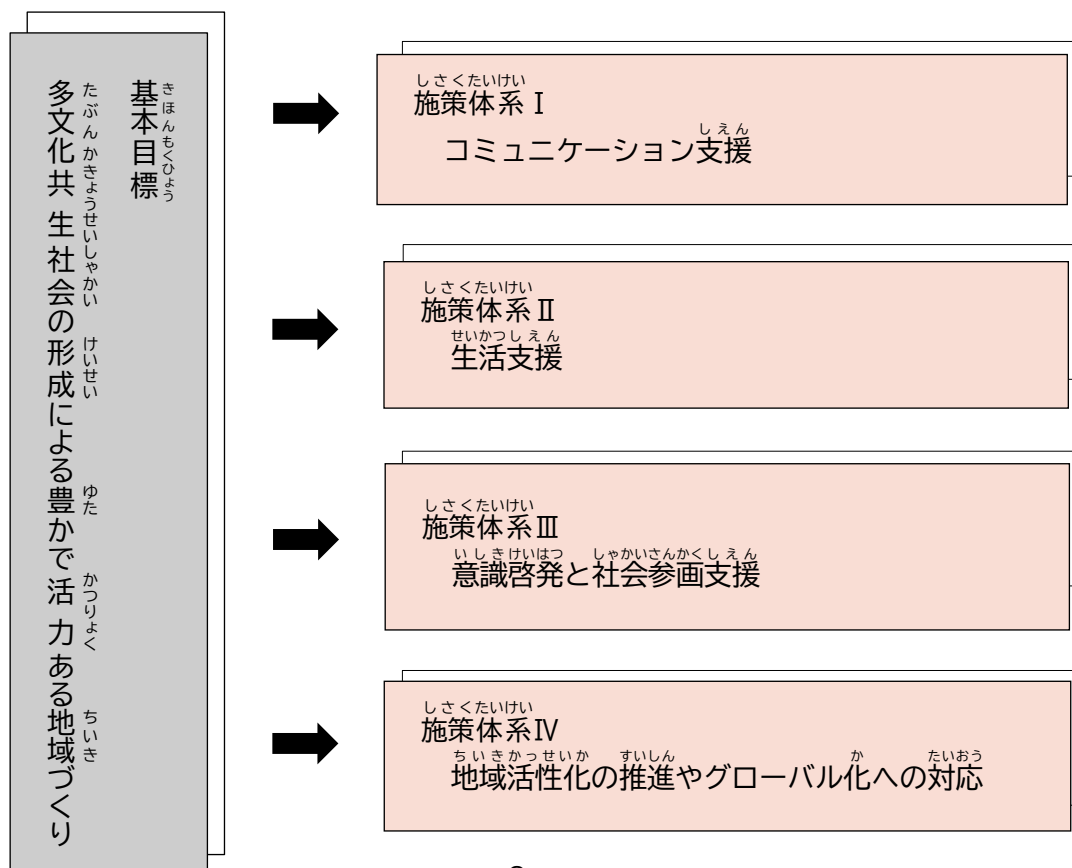
2022年（令和4年）12月に、『第4次あいち多文化共生推進プラン』が作られました。

この『第4次あいち多文化共生推進プラン』では、第3次プランから引き続き、多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりが、基本目標として、決められました。

そして、すべての県民の人権が尊重され、県民一人ひとりが地域社会の担い手として個人の能力を十分に発揮して、地域社会の様々な活動に主体的に参加し活躍できる環境づくりを、目指しています。

また、次の4つを、施策体系の柱としています。

- ① コミュニケーション支援
- ② 生活支援
- ③ 意識啓発と社会参画支援
- ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応



(3) 春日井市の課題

春日井市における外国人住民の数は、ほぼすべての年代で増えています。

また、多国籍化も進んでおり、今後も、この傾向が続くことが見込まれます。

そのようななか、更なる行政情報や生活情報などを、多言語化することが求められています。

しかし、現実的には、すべての言語に対応することは難しく、多くの外国人市民に、情報を正しく、素早く伝えることが出来なくなっています。

そのため、多言語化・やさしい日本語の活用により、行政情報などの提供を行うのはもちろんのこと、ICTを積極的に活用して、ホームページやSNSで、情報発信するなど、情報を伝える方法についても、見直しを行い、情報提供の充実を図ることが必要です。

愛知県外国人県民アンケート調査から、4人に1人以上の外国人市民が、「日本語のコミュニケーションに関すること」「老後の生活に関すること」「日本人の外国人に対する偏見、差別に関すること」に、不安を感じたり困ったりしていることが、明らかになっています。

日本語でのコミュニケーションは、外国人市民が日本人市民とともに、地域で安心して暮らしていくために、とても重要です。

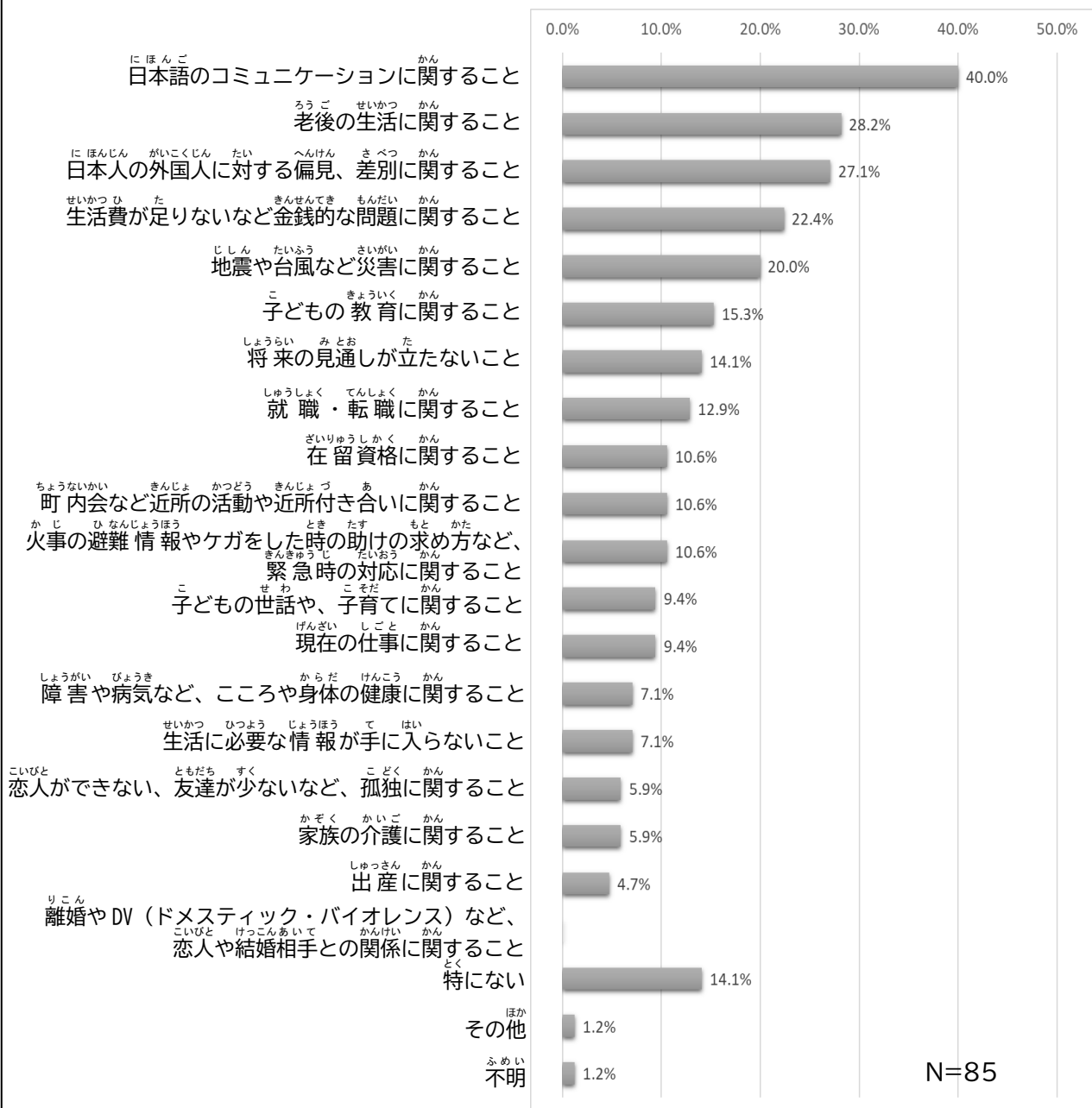
外国人市民が、生活に必要な日本語を身に付けるため、日本語を学習する環境を整えて、充実させていく必要があります。

また、外国人市民は、日本語の理解が不十分で制度がわからないことなどから、行政サービスに繋がりにくく、日本で安心して暮らしていくために必要な基本的な生活環境が、整っていない状況が考えられます。

そのため、福祉、医療、保健、子育てなどの制度について、広く周知し、必要な行政サービスに繋がるように、支援する必要があります。

また、日本人市民と外国人市民が、お互いに尊重し合い、地域社会の一員として共に生きていく多文化共生の地域づくりにおいては、日本人市民の多文化共生意識の啓発を図っていく必要があります。

Q.あなたが、現在不安に感じていること、困っていることはありますか？



だい しょう きほんてき かんが かた
第3章 基本的な考え方

すがた
I めざす姿

こく せき みん ぞく ち が
国籍や民族などの違いにかかわらず、
た が み と あ
お互いを認め合い、
だ れ し あ わ く か す が い
誰もが幸せに暮らすまち春日井

このプランは、『暮らしやすさと 幸 せをつなぐまち かすがい』を将来像とする「第六次
か す が い し そうごうけいかく きょうせい かん もくひょう じつげん
春日井市総合計画」の共生に関する目 標を、実現するためのものです。

だいろくじ か す が い し そうごうけいかく きょうせい かん もくひょう
「第六次春日井市総合計画」の共生に関する目 標

だ れ お も こ こ ろ も た が そんちよう
誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、
せきにん わ あ こ せ い のうりよく
責任を分かち合い、個性と能力を
じゅうぶん は っ き
十分に発揮することができるまちづくり

くに つく ち い き た ぶ ん かきょうせいすいしん あいちけん つく だい じ
国が作った「地域における多文化共 生 推進プラン」や愛知県が作った「第4次あいち
た ぶ ん かきょうせいすいしん ないよう ふ た ぶ ん かきょうせいしゃかい じつげん とりくみ すす
多文化共 生 推進プラン」の内容を踏まえ、多文化共 生 社会の実現のための取組を、進め
ていきます。

2 きほんもくひょう 基本目標

(1) きほんもくひょう しえん 基本目標Ⅰ コミュニケーションの支援

さまざまな 国籍の外国人市民に、正しく、素早く 行政情報などを提供出来るように、情報の多言語化・やさしい日本語の活用などを進めます。

更に、いつでも情報を手に入れることが出来るように、ICTを積極的に活用します。そして、ホームページやSNSで情報発信をするなど、情報を伝えるための方法を整備します。

また、外国人市民が、地域で安心して暮らしていけるように、日常生活に必要な日本語や日本文化などを学ぶ日本語教室を開催し、日本語学習の機会を充実させます。

その他、日本語の理解力や文化の違いから生まれる様々な問題について対応するために、外国人相談や通訳ボランティアを派遣するなどの支援を行います。

(2) きほんもくひょう あんしん く しえん 基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援

外国人市民の定住化の傾向に伴い、外国人市民が地域で安心して暮らすことが出来るように、福祉・医療・保健・子育て・教育・防災などの様々な制度を、広く周知します。

また、必要な行政サービスに繋がることが出来るよう、支援体制を整えます。

(3) 基本目標Ⅲ 多文化共生の地域づくり

にほんじんし みん がいこくじんし みん たが そんなちよう あ ちいきしゃかい いちいん とも い
日本人市民と外国人市民がお互いに尊重し合い、地域社会の一員として共に生きていく
たぶん かきようせいしゃかい じつげん たぶん かきようせい いしきけいはつ こくさいりかい そくしん はか しみん
多文化共生社会の実現のため、多文化共生の意識啓発や国際理解の促進を図り、市民が、
たぶん かきようせい りかい ふか しえん
多文化共生の理解を深めるように、支援します。

がいこくじんし みん ちいきしゃかい かつやく しえん にほんじんし みん がいこくじんし みん
また、外国人市民の地域社会での活躍を支援することで、日本人市民と外国人市民が、
たが りかい そんなちよう あ ちいき めざ
互いに理解し、尊重し合う地域づくりを目指します。

3 取組の体系

めざす 姿 の実現に向けて、3つの基本目標と、9つの基本的な取組を決めています。

※重点的に 行 う事業がある場合は()内に、取組事業番号を記載しています。

めざす 姿	基本目標	基本的な取組
国籍や民族などの違いにかかわらず、お互いを認め合い、誰もが幸せに暮らすまち春日井	基本目標Ⅰ コミュニケーションの支援	① 多言語・やさしい日本語での情報提供 (2・5)
	基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援	② 日本語教育の推進 (8・9)
		③ 生活環境の整備 (18)
		④ 教育環境の整備 (27・29)
	基本目標Ⅲ 多文化共生の地域づくり	⑤ 災害に備える体制づくり
		⑥ 適正な労働環境の整備
		⑦ 多文化共生の意識啓発 (43・45)
		⑧ 外国人市民の社会参画支援 (53)
		⑨ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

4 重点的に行う事業及び目標値

このプランは、次の5つの事業を重点的にを行います。

そして、5年後の目標値を決めています。

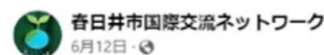
重点的に行う事業 1	
と り く み じぎょう 取 組 事 業	かつよう じょうほうはっしん SNSを活用した情報発信
と り く み な い よ う 取 組 内 容	に ほ ん ご り かい じゅうぶん がいこくじんしみん ひつよう じょうほう 日本語の理解が十分でない外国人市民でも、必要な情報を、いつでも、正しく、素早く手に入れることができるように、行政情報や生活情報などを、SNSを活用して、発信します。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ち づ おける位置付け	① た げ ん ご に ほ ん ご じょうほうていきょう 多言語・やさしい日本語での情報提供

もく ひょう し ひょう 目 標 指 標	げん じょう ち 現 状 値 ねん ど じっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねん どもくひょうち (2028年度目標値)
ぎょうせいじょうほう 行政情報などのSNSでの発信の数	かい 6回	かい 150回

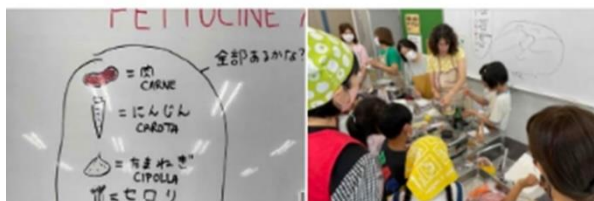
と り く み し ょ う かい 取組紹介

かつよう ぎょうせいじょうほう せい
SNSを活用し、行政情報や生活情報、イベントのお知らせなどを発信しています。

ねん れい わ ねん た ぶん
2023年(令和5年)は、多文化共生や異文化交流の体験イベントの情報を、Facebookを
かつよう はっしん
活用して、発信しました。



Buongiorno! (ボンジョルノ)
皆さんこんにちは！
春日井市制80周年記念事業 わくわく！ふれあいワールド「親子でイタリア料理」を6月11日に開催しました。
イタリアからの留学生キアラさんからのおばあちゃん直伝レシピでパスタ作り、ポロネーゼソースとチャンペローネ(ドーナツ型の焼き菓子)を教えて頂きました。
参加して頂いたのは11組の親子26名ありました。... さらに表示



Facebookでの情報発信の様子

じゅうてんてき おこな じぎょう
重点的に行う事業 2

とりくみじぎょう 取組事業	つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣
とりくみないよう 取組内容	がいこくじんしみん しないうきょうしせつ てつづ 外国人市民が市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳を手伝う つうやく はけん 通訳ボランティアを派遣します。 また、つうやく はけん がいこくじんしみん こうきょうしせつしよくいん また、通訳ボランティア派遣について、外国人市民や公共施設職員 しゅうち に周知します。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ち づ おける位置付け	① たげんご にほんご じょうほうていきょう せいかつかんきょう せいび 多言語・やさしい日本語での情報提供 ③ 生活環境の整備 ④ きょういくかんきょう せいび がいこくじんしみん しゃかいさんかくしえん 教育環境の整備 ⑧ 外国人市民の社会参画支援

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねん ど じっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねん どもくひょうち (2028年度目標値)
つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣	12 けん 件	20 けん 件

とりくみしょうかい
取組紹介

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん
日本語の理解が十分でない外国人
しみん しないうきょうしせつ てつづ
市民が、市内公共施設で手続きなど
をする時に、通訳を行うボランティア
はけん まどぐち てつづ えんかつ
を派遣し、窓口での手続きなどが円滑
おこな しえん
に行えるように、支援をしています。

ねん れいわ ねん がつげんざい つうやく
2023年(令和5年)3月現在、通訳
ボランティアとして、47名が、めい とうろく
登録されています。



がっこう つうやく ようす
学校での通訳ボランティアの様子



じゅうてんてき おこな じぎょう
重点的に行う事業 3

とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催
とりくみないよう 取組内容	がいこくじんしゅみん にちじょうせいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか まな ちいき 外国人市民が、日常生活に必要な日本語や日本の文化を学び、地域 あんしん く かくきかん きょうりよく にほんごきょう で安心して暮らしていただけるように、各機関と協力して、日本語教 しつ かいさい にほんごきょういく すいしん はか 室を開催し、日本語教育の推進を図っていきます。
とりくみ たいけい 取組の体系に い ち づ おける位置付け	② にほんごきょういく すいしん ⑦ たぶんかきょうせい いしきけいはつ 日本語教育の推進 ⑦ 多文化共生の意識啓発

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねん ど じっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねん どもくひょうち (2028年度目標値)
にほんごきょうしつ じゅこうしゃ かず 日本語教室の受講者の数	の (延べ) 1, 215人	の (延べ) 1, 900人

とりくみしょうかい
取組紹介

2008年(平成20年)から、
日本語の理解が十分でない外国人
市民が、日本語や日本の文化などを
学ぶことが出来る「日本語教室」
を開催しています。

また、生活に必要な知識(ごみの
出し方・交通安全・防犯・防災)を
学ぶ機会を提供しています。



にほんごきょうしつ ようす
日本語教室の様子



じゅうてんてき おこな じぎょう
重点的に行う事業 4

とりくみじぎょう 取組事業	こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催
とりくみないよう 取組内容	にほんご りかい じゅうぶん ともだち 日本語の理解が十分でない、友達とのコミュニケーションがとれず孤立したり、授業が理解出来ず、学校生活に支障がでたりする可能性があります。 そのため、外国にルーツを持つ子どもを対象に、日本語や日本の文化などを学ぶことが出来る日本語教室を開催します。
とりくみ たいけい 取組の体系に おける位置付け	② にほんごきょういく すいしん きょういくかんきょう せいび 日本語教育の推進 ④ 教育環境の整備

もくひょうしひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねんとじっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねんどもくひょうち (2028年度目標値)
こ にほんごきょうしつ じゅこうしゃ かず 子どもの日本語教室の受講者の数	の (延べ) 75人	の (延べ) 150人

とりくみしょうかい
取組紹介

ねん れいわがねん に
2019年(令和元年)から、日
ほんご りかい じゅうぶん がいこく
本語の理解が十分でない外国にルー
ツを持つ子どもを対象に、子どもの
にほんごきょうしつ かいさい
日本語教室を開催しています。

ねん れいわ ねん
2023年(令和5年)からは、
しょうがくせい ちゅうがくせい さい
小学生や中学生だけでなく、4歳
いじょう こ にほんご にほん
以上の子どもの、日本語や日本の
ぶんか がくしゅう で き
文化を学習することが出来るよう
になりました。



こ にほんごきょうしつ ようす
子どもの日本語教室の様子



じゅうてんてき おこな じぎょう
重点的に 行う事業 5

とりくみ じぎょう 取組事業	たぶん かきょうせい いぶん かこうりゅう たいけん かいさい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催
とりくみ ないよう 取組内容	にほんじんし みん がいこくじんし みん たが そんな ちい しゃかい いちいん 日本人市民と外国人市民がお互いに 尊重し合い、地域社会の一員と して共に生きていく多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人 市民や国際交流団体が中心となって、多文化共生や異文化交流 の体験が出来るイベントを開催します。
とりくみ たいけい 取組の体系に おける位置付け	たぶん かきょうせい いしき いはつ がいこくじんし みん しゃかいさんかくし えん ⑦ 多文化共生の意識啓発 ⑧ 外国人市民の社会参画支援

もく ひょう しひょう 目標指標	げん じょう ち 現 状 値 ねん ど じっせきち (2022年度実績値)	もく ひょう ち 目 標 値 ねん どもくひょうち (2028年度目標値)
たぶん かきょうせい いぶん かこうりゅう たいけん さんかしゃ 多文化共生や異文化交流の体験イベントの参加者 かず の数	2,791人	4,000人

とりくみ しょうかい
取組紹介

2007年(平成19年)から、外国人
市民や国際交流団体が中心となっ
て、多文化共生や異文化交流の体験イ
ベント「わくわく！ふれあいワールド」
を開催しています。

外国の遊びの体験、留学生と一緒に
外国の料理を作る料理教室の開催など
外国の文化の紹介をしています。



「わくわく！ふれあいワールド」での
英語の絵本の読み聞かせの様子



だい しょう とりくみじぎょう
第4章 取組事業

き ほん もくひょう
基本目標 I

し え ん
コミュニケーションの支援

き ほん て き とりくみ
基本的な取組①

た げ ん ご に ほ ん ご じょうほうていきょう
多言語・やさしい日本語での情報提供

に ほ ん ご り かい じゅうぶ ん がいこくじんし み ん ただ す ば や ぎょうせいじょうほう
日本語の理解が十分でない外国人市民でも、正しく、素早く、行政情報や
せいかつ やく だ じょうほう て い で き じょうほう た げ ん ご か
生活に役立つ情報などを手に入れることができるように、情報の多言語化・や
に ほ ん ご かつよう じょうほうていきょう おこな
さしい日本語の活用により、情報提供を行います。

さ ま ざ ま しんせいし ょ し ぎょうせいばんし ょ た げ ん ご か
また、様々な申請書やお知らせなどの行政文書についても、多言語化・やさ
に ほ ん ご かつよう つく
しい日本語の活用により、作ります。

ほ か かつよう せつきよくて き じょうほうはっし ん
その他、ICTを活用し、SNSやホームページで、積極的に、情報発信を
おこな
行います。

1	とりくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう た げ ん ご か に ほ ん ご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やく だ じょうほう た げ ん ご か に ほ ん ご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 さ ま ざ ま しんせいし ょ し ぎょうせいばんし ょ た げ ん ご か また、様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし に ほ ん ご かつよう つく い日本語の活用により、作ります。		
2	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 1】 かつよう じょうほうはっし ん SNSを活用した情報発信	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 容	かつよう ぎょうせいじょうほう せいかつ やく だ じょうほう はっし ん SNSを活用し、行政情報や生活に役立つ情報などを発信します。		

3	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施	たんとうか 担当課	しみんせいかつか 市民生活課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん たいしょう そうだん たげんご おこな 外国人市民を対象とした相談を、多言語で行います。	
4	とりくみじぎょう 取組事業	たげんご ほんやくき りよう 多言語翻訳機の利用	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	よう 容	たげんご まどぐちたいおう で き たげんご ほんやくき りよう 多言語で窓口対応が出来るように、多言語翻訳機を利用します。	
5	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしみん し ないこうきょうしせつ てつづ と き つうやく 外国人市民が、市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳ボラン ティアを派遣します。	
6	とりくみじぎょう 取組事業	に ほん ご けんしゅう やさしい日本語研修	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	し しょくいん たいしょう に ほん ご けんしゅう おこな 市職員を対象として、やさしい日本語の研修を行います。	
7	とりくみじぎょう 取組事業	こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんじんしみん た ぶん かきょうせい り かい がいこくじんしみん ぎょうせいじょうほう 日本人市民が多文化共生について理解し、外国人市民が行政情報や せいかつ やくだ じょうほう え し しみんそうご こうりゅう 生活に役立つ情報などを得たり、市民相互の交流をしたりする場とし て、国際交流ルームを運営します。	

きほんてき とりくみ
基本的な取組②

にほんごきょういく すいしん
日本語教育の推進

がいこくじんし ちいき あんしん く
外国人市民が、地域で安心して暮らしていけるように、生活に必要な日本語
さまざま ちしき にほん ぶんか まな にほんごきょうしつ かいさい にほんごきょういく
や様々な知識、日本の文化などを学ぶ日本語教室を開催したり、日本語教育
やくだ じょうほう ていきょう
に役立つ情報を提供したりします。

こ にほんご りかい じゅうばん ともだち
子どもについても、日本語の理解が十分でないと、友達とのコミュニケーシ
ョンがとれず孤立したり、授業が理解出来ず、学校生活に支障がでたりする可
のうせい
能性があるため、子どもの日本語教室を開催します。

しょうがっこう ちゅうがっこう にほんごきょういく で き こうし はけん にほんご
また、小学校・中学校に日本語教育の出来る講師を派遣するなど、日本語
きょういく すいしん はか
教育の推進を図っていきます。

8	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 3】 にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催	たんとうか 担当課	とうぶしみん 東部市民セン ター たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	にほんご りかい じゅうばん がいこくじんし せいかつ ひつよう にほんご にほん 日本語の理解が十分でない外国人市民が、生活に必要な日本語や日本 ぶんか まな で き にほんごきょうしつ かいさい の文化などについて学ぶことが出来る日本語教室を開催します。		
9	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 4】 こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	がいこく も こ せいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか 外国にルーツを持つ子どもが、生活に必要な日本語や日本の文化などを まな で き にほんごきょうしつ かいさい 学ぶことが出来る日本語教室を開催します。		
10	とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういく かん じょうほうていきょう 日本語教育に関する情報提供	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	がいこくじんし みに にほんごきょういく やくだ じょうほう しない にほんごきょういく じょうほう 外国人市民に、日本語教育に役立つ情報や市内の日本語教育の情報 ていきょう を提供します。		

11	とりくみじょう 取組事業	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい 小学校や中学校、国際交流団体などとの れんけい 連携	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課 たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい にほんごきょうしつ しょう 小学校や中学校、国際交流団体などと連携して、日本語教室の情 ほう しゅうち ふきゅう つと 報などを、周知し普及に努めます。		
12	とりくみじょう 取組事業	にほんごきょういくこうし はけん 日本語教育講師の派遣	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課
	ない 内 よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこく も こ ざいせき しょう 日本語の理解が十分でない外国にルーツを持つ子どもが在籍する小 がっこう ちゅうがっこう にほんごきょういく しどう で き こうし はけん 学校や中学校に、日本語教育の指導が出来る講師を派遣します。		
13	とりくみじょう 取組事業	にほんごきょういくしどう かん しえん 日本語教育指導ボランティアに関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	にほんごきょういく しどう で き いくせい じょうほうていきょう 日本語教育の指導が出来るボランティアの育成について、情報提供 をしえん をするなどの支援をします。		

ぼ しけんこうてちょう たげんご か 母子健康手帳の多言語化

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしみん にん
日本語の理解が十分でない外国人市民の妊
ぶ たげんご つく ぼ しけんこうてちょう わた
婦に、多言語で作った「母子健康手帳」を渡
しています。

ねん れいわ ねん がつついたちげんざい えいご ちゅう
2023年(令和5年)4月1日現在、英語、中
ごくご
国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン
ご
語、タイ語、インドネシア語、韓国語、ベトナム
ご
語、ネパール語で対応しています。

とりくみしょうかい 取組紹介



き ほん もく ひょう
基本目標Ⅱ

あんしん く しえん
安心して暮らすための支援

き ほん て き とりくみ
基本的な取組③

せいかつかんきょう せいび
生活環境の整備

がいこくじんし みん ことば ぶんか ちが にほん さまざま せいど し
外国人市民は、言葉や文化の違い、日本の様々な制度を知らないことなどから、
ひつよう ぎょうせい う
必要な行政サービスを受けられないことがあります。

ぎょうせいじょうほう せいかつ ひつよう ちしき たげんご か にほんご
そこで、行政情報や生活に必要な知識などを、多言語化・やさしい日本語の
かつよう じょうほうていきょう
活用により、情報提供します。

がいこくじんし みん こうきょうし せつ てつづ おこな とき つうやく はけん
また、外国人市民が、公共施設で手続きを行う時に、通訳ボランティアを派遣
したり、たげんご ほんやくき りよう しえん
多言語翻訳機を利用するなどして支援します。

ほか がいこくじんし みん さまざま ぎょうせい りよう で き せいかつかんきょう
その他、外国人市民が、様々な行政サービスを利用出来るように、生活環境
ととの
を整えます。

14	とりくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう さいけい の活用【NO.1再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やく だ じょうほう たげんご か にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 また、さまざま しんせいしよ し ぎょうせいぶんしよ たげんご か 様々な申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし い日本語の活用により、作ります。		
15	とりくみじぎょう 取組事業	たげんご あんないばん こうきょう さくせい 多言語による案内板や公共サインの作成	たんとうか 担当課	そうむか 総務課 でさききかん 出先機関
	ない 内 容	たげんご こうきょうし せつ あんないばん こうきょう つく 多言語で、公共施設の案内板や公共サインを作ります。		

16	とりくみじぎょう 取組事業	せいかつ 生活オリエンテーションの実施	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	てんにゆう がいこくじんし みん か す が い し せいかつ き 転 入してきた外国人市民などに、春日井市での生活の決まりごとなど を、て び し ょう せつめい を、手引きを使用して、説明します。	
17	とりくみじぎょう 取組事業	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうぎ 生活に必要な知識を身に付ける講座	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん む だ かた こうつうあんぜん ぼうはん ぼうさい にほん 外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本で の生活に必要な知識を身に付ける講座を開催します。	
18	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣 さいけい 【NO. 5再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん し ないこうきょうし せつ てつづ とき つうやく 外国人市民が、市内公 共施設で手続きなどをする時に、通訳ボランテ ィアを派遣します。	
19	とりくみじぎょう 取組事業	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施 さいけい 【NO. 3再掲】	たんとうか 担当課	しみんせいかつか 市民生活課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん たいし ょう そうだん た げ ん ご おこな 外国人市民を対 象とした相談を、多言語で 行 います。	
20	とりくみじぎょう 取組事業	た げ ん ご ほんやくき りよう 多言語翻訳機の利用 さいけい 【NO. 4再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	よう 容	た げ ん ご まどぐちたいおう で き た げ ん ご ほんやくき りよう 多言語で、窓口対応が出来るように、多言語翻訳機を利用します。	

21	とりくみじょう 取組事業	みんせい いん じどう いん しゅにんじどう いん れんけい 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	たんとうか 担当課	ふくしせいさくか 福祉政策課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん ちいき こりつ し みんせい いん れんけい し えん 外国人市民が地域で孤立しないように、市と民生委員が連携して、支援 します。	
22	とりくみじょう 取組事業	じゅうたくか くほ し えん 住宅確保の支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	し えい じゅうたく けんえい じゅうたく ちんたい じゅうたく こうてき じゅうたく みんかん 市営住宅をはじめ県営住宅、UR賃貸住宅などの公的な住宅や民間 の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅などを、確保出来る環境 を整えます。	
23	とりくみじょう 取組事業	いりょうつうやく りょうそくしん あいち医療通訳システムの利用促進	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	おお がいこくじんし みん いりょうつうやく りょうで き より多くの外国人市民が、あいち医療通訳システムを利用出来るよう に、制度を周知します。	
24	とりくみじょう 取組事業	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく 119番通報に係る多言語電話通訳	たんとうか 担当課	つうしんしれいか 通信指令課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん ばんつうほう とくし つう 日本語の理解が十分でない外国人から119番通報があった時に、通 報者、通信指令課、コールセンターの三者間通話で対応します。	
25	とりくみじょう 取組事業	がいこく も こ ほごしゃ こ 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の子 育て支援	たんとうか 担当課	こそだ すいしんか 子育て推進課
	ない 内	よう 容	がいこく も こ けんぜんいくせい ほごしゃ こそだ し えん と く 外国にルーツを持つ子どもの健全育成や保護者の子育て支援に取り組む 団体に対して、助成金を支給するなどの支援を行います。	

きほんてき とりくみ
基本的な取組④

きょういっかんきょう せいび
教育環境の整備

がいこく も こ にほん がっこうせいかつ たいおう で き し
外国にルーツを持つ子どもが、日本での学校生活に対応出来るように、市や
しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい きょうりよく こ にほんご
小学校・中学校、国際交流団体などが、連携・協力して、子どもの日本語
きょうしつ かいさい ごがくしどう きょういっかんきょう ととの
教室の開催や、語学指導などの教育環境を整えます。

ほごしゃ にほんご りかい じゅうばん しょうがっこう ちゅうがっこう ぎょうせいじょう
また、保護者の日本語の理解が十分でないと、小学校・中学校からの行政情
ほう つか きょういっかん ぎょうせい う むずか
報がうまく伝わらず、教育に関する行政サービスを受けることが難しくなるた
め、多言語化・やさしい日本語の活用により、保護者へ情報提供します。

26	とりくみぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用 【NO. 1再掲】	たんとうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内 よう 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やく だ じょうほう 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語化・やさしい日本語に ていきょう より、提供します。 また、さまざまな申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし い日本語の活用により、作ります。		
27	とりくみぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 4】 こ にほんごきょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催 【NO. 9再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内 よう 容	がいこく も こ せいかつ ひつよう にほんご にほん ぶんか 外国にルーツを持つ子どもが、生活に必要な日本語や日本の文化など まな で き にほんごきょうしつ かいさい を学ぶことが出来る日本語教室を開催します。		

28	とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういくこうし はけん 日本語教育講師の派遣 【NO. 12再掲】	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこく も こ しょうがっこう 日本語の理解が十分でない外国にルーツを持つ子どもがいる小学校や ちゅうがっこう にほんごきょういく しどう で き こうし はけん 中学校に、日本語教育の指導が出来る講師を派遣します。	
29	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に 行う事業 2】 つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣 【NO. 5再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし めん し ないこうきょうし せつ てつづ と き つうやく 外国人市民が、市内公共施設で手続きなどをする時に、通訳ボランテ ィアを派遣します。	
30	とりくみじぎょう 取組事業	しんろしどう しゅうしょくし えん 進路指導・就職支援	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課
	ない 内	よう 容	がいこく も こ しんろしどう しゅうしょくし えん と き あいちけん 外国にルーツを持つ子どもの進路指導や就職支援の時に、愛知県の ごがくそうだんいん はけん 語学相談員を派遣します。	
31	とりくみじぎょう 取組事業	にほんごきょういくしどう かん し えん 日本語教育指導ボランティアに関する支援 【NO. 13再掲】	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんごきょういく しどう で き いくせい じょうほうていきょう 日本語教育の指導が出来るボランティアの育成について、情報提供 するなど支援します。	
32	とりくみじぎょう 取組事業	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい 小学校や中学校、国際交流団体などとの れんけい 連携 【NO. 11再掲】	たんとうか 担当課	がっこうきょういくか 学校教育課 たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい にほんごきょうしつ じょう 小学校や中学校、国際交流団体などと連携して、日本語教室の情 ほう 報などを、周知し普及に努めます。	

きほんてき とりくみ
基本的な取組⑤

さいがい そな たいせい
災害に備える体制づくり

さいがい お とき がいこくじん し みんみずか み まも で き た げん ご
災害が起きた時に、外国人市民自らが身を守ることが出来るように、多言語
か にほんご かつよう がいこくじん し みん さいがい ぼうさい たい じょうほう
化・やさしい日本語の活用により、外国人市民に、災害や防災に対する情報や
ちしき つた がいこくじん し みん じしん ぼうさいいしき けいはつ はか
知識を伝え、外国人市民自身の防災意識の啓発を図ります。

ひ さい がいこくじん し えん たいせい ととの
また、被災した外国人を支援するための体制を整えます。

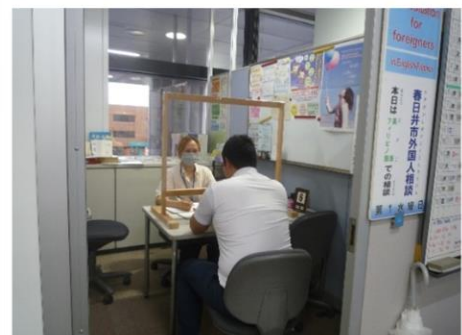
33	とりにくみじぎょう 取組事業	ぎょうせいじょうほう た げん ご か にほんご 行政情報などの多言語化・やさしい日本語 かつよう の活用 【NO. 1再掲】	たんととうか 担当課	すべ か 全ての課
	ない 内	よう 容	ぎょうせいじょうほう せいかつ やく だ じょうほう た げん ご にほんご 行政情報や生活に役立つ情報などを、多言語・やさしい日本語に ていきよう より、提供します。 また、さまざまな申請書やお知らせなどの行政文書を、多言語化・やさし にほんご かつよう つく い日本語の活用により、作ります。	
34	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじん じしん こうしゅうかい 外国人地震講習会	たんととうか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内	よう 容	がいこくじん し みん たいしやう じしん ぼうさい ちしき み つ で き 外国人市民を対象として、地震や防災の知識を身に付けることが出来 こうしゅうかい かいさい るように、講習会を開催します。	
35	とりにくみじぎょう 取組事業	がいこくじん か さい かん こうぎ 外国人への火災に関する講義	たんととうか 担当課	よ ぼう か 予防課
	ない 内	よう 容	がいこくじん こやう きぎやう いらい と き ばんつうほう しょくしやう 外国人を雇用する企業から依頼があった時に、119番通報や初期消 か ひなん ぼうほう こうぎ おこな 火、避難などの方法について、講義を行います。	

36	とりくみじょう 取組事業	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうぎ 生活に必要な知識を身に付ける講座 【NO. 17再掲】	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじん し み ん む 外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本 での生活に必要な知識を身に付ける講座を開催します。	
37	とりくみじょう 取組事業	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会やボランティア団体との連携	たんとくか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内	よう 容	ひなんじょ 避難所などで、被災した外国人の受入れが、円滑に出来るように、社 かいふくしきょうぎかい 会福祉協議会やボランティア団体と連携して、災害ボランティアセン ターの設置や運営の訓練を行います。	
38	とりくみじょう 取組事業	さいがいた げん ごしえん 災害多言語支援センターの活用	たんとくか 担当課	しみんあんぜんか 市民安全課
	ない 内	よう 容	さいがいはつせい 災害が発生した時に、外国人市民に対する言語面での支援として、県 の災害多言語支援センターを活用します。	
39	とりくみじょう 取組事業	ばんつうほう かか た げん ご でんわ つうやく 119番通報に係る多言語電話通訳 【NO. 24再掲】	たんとくか 担当課	つうしんしれいか 通信指令課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん 日本語の理解が十分でない外国人から119番通報があった時に、通 ほうしゃ つうしんしれいか 報者、通信指令課、コールセンターの三者間通話で対応します。	

とりくみしょうかい
取組紹介

がいこくじんそうだん じっし
外国人相談の実施

がいこくじん し み ん たいしょう ぎょうせい たい
外国人市民を対象として、行政サービスに対
する悩みや不安を少なくするために、英語、フ
ィリピノ語、ポルトガル語、スペイン語で、相談
を行っています。



きほんてき とりくみ 基本的な取組⑥ てきせい ろうどうかんきょう せいび 適正な労働環境の整備

がいこくじんろうどうしゃ こよう あんてい はたら ろうどうかんきょう ととの じぎょうしゃ
外国人労働者の雇用の安定や働きやすい労働環境を整えるために、事業者
からの採用相談を行います。

また、ハローワークや商工会議所などと連携をして、外国人労働者や事業者
に、外国人の労働に関する情報を、提供します。

40	とりくみじょう 取組事業	がいこくじんろうどうしゃ てきせいこよう しゅうち 外国人労働者の適正雇用の周知	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内	よう 容	「外国人労働者の適正雇用と日本社会へ適応するための憲章」を、 周知します。	
41	とりくみじょう 取組事業	がいこくじんろうどうしゃ さいよう かん しえん 外国人労働者の採用に関する支援	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内	よう 容	外国人の採用を検討している事業者の相談を受け、アドバイスや専 門の支援機関に繋がります。	
42	とりくみじょう 取組事業	がいこくじん ろうどう かん じょうほう ていきょう 外国人の労働に関する情報の提供	たんとうか 担当課	けいざいしんこうか 経済振興課
	ない 内	よう 容	外国人の労働に関する情報を、外国人労働者や事業者に提供しま す。	

こくさいこうりゅう うんえい
国際交流ルームの運営

がいこくじんしみん じょうほう え しみんそうご
外国人市民が情報などを得たり、市民相互の
交流をしたりする場として、市民活動支援セ
ンターに、国際交流ルームを置いて、運営して
います。



とりくみしょうかい
取組紹介

き ほん もく ひょう
基本目標Ⅲ

た ぶ ん か きょうせい ち い き
多文化共生の地域づくり

き ほん て き とりくみ
基本的な取組⑦

た ぶ ん か きょうせい い し き け い は つ
多文化共生の意識啓発

ひろ し み ん た ぶ ん か きょうせい い し き も で き た ぶ ん か きょうせい
広く市民が多文化共生の意識を持つことが出来るように、多文化共生や
い ぶ ん か こうりゅう たいけん こうざ かいさい
異文化交流の体験イベントや講座を開催します。

がいこくじんし み ん たい に ほ ん ご に ほ ん ぶ ん か つ た こ と ば ぶ ん か ち が
外国人市民に対しては、日本語や日本の文化を伝えることで、言葉や文化の違
いを超えた相互理解の推進を図ります。

また、やさしい に ほ ん ご ふ き ゅ う かつ よ う つ う し み ん ひ と り し し ゅ くい ん た ぶ ん
化共生について学ぶ機会を作り、多文化共生意識の向上を図ります。

43	と り く み じ ゅ う 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう 【重点的に行う事業 5】 た ぶ ん か きょうせい い ぶ ん か こうりゅう たいけん 多文化共生や異文化交流の体験イベントの かいさい 開催	た ん と う か 担当課	た よ う せい し ゃ か い 多様性社会 す い し ん か 推進課
	ない よう 内 容	がいこくじんし み ん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん た ぶ ん か 外国人市民や国際交流団体のネットワークが中心となって、多文化 きょうせい い ぶ ん か こうりゅう たいけん で き かいさい 共生や異文化交流の体験が出来るイベントを開催します。		
44	と り く み じ ゅ う 取組事業	た ぶ ん か きょうせい こうざ かいさい 多文化共生講座の開催	た ん と う か 担当課	い き が い いきがい す い し ん か 推進課
	ない よう 内 容	だいがくれんけいこうざ し み ん こうざ こくさいり かい が い こ く ぶ ん か か ん 大学連携講座や市民講座などにおいて、国際理解や外国文化に関する こうざ かいさい 講座を開催します。		

45	とくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう (重点的に行う事業 3) にほんごきょうしつ かいさい 日本語教室の開催 【NO. 8再掲】	たんとくか 担当課	とうぶしめん 東部市民セン ター たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんご りかい じゅうぶん がいこくじんしめん せいかつ ひつよう にほんご にほん 日本語の理解が十分でない外国人市民が、生活に必要な日本語や日本 ぶんか まな で き にほんごきょうしつ かいさい の文化について学ぶことが出来る日本語教室を開催します。	
46	とくみじぎょう 取組事業	にほんご ふきゅう かつよう やさしい日本語の普及・活用	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんしめん にほんご 外国人市民との日本語でのコミュニケーションを促進するため、日本 ご じゅうぶん りかい がいこくじんしめん わ 語が十分に理解できない外国人市民でも、分かりやすいやさしい日 ほんご ふきゅう かつよう つと 本語の普及・活用に努めます。	
47	とくみじぎょう 取組事業	にほんごけんしゅう やさしい日本語研修 【NO. 6再掲】	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	ししよくいん たいしょう 市職員を対象とした、やさしい日本語の研修を行います。	
48	とくみじぎょう 取組事業	こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営 【NO. 7再掲】	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	にほんじんしめん たぶん かきょうせい りかい がいこくじんしめん ぎょうせいじょうほう 日本人市民が多文化共生について理解し、外国人市民が行政情報や せいかつ やくだ じょうほう え しめんそうご こうりゅう 生活に役立つ情報などを得たり、市民相互の交流をしたりする場と して、国際交流ルームを運営します。	

49	とりくみじょう 取組事業	しまい と し こうりゅう そくしん 姉妹都市交 流の促進	たんとくか 担当課	きかくせいさくか 企画政策課
	ない 内	しみん こくさいかんかく こくさいりかい ふか 市民の国際感覚・国際理解を深めるために、姉妹都市交 流を促進しま す。		
50	とりくみじょう 取組事業	こくさいこうりゅうだんたいかつどう し えん 国際交 流団体活動への支援	たんとくか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	しな い かつどう こくさいこうりゅうだんたい おこな た ぶ ん かきょうせい い ぶ ん かこうりゅう かん 市内で活動する国際交 流団体が 行 う多文化共 生や異文化交 流に関 するイベントなどについて、支援をします。		

とりくみしょうかい
取組紹介

た ぶ ん かきょうせい い ぶ ん かこうりゅう たいけん
多文化共 生や異文化交 流の体験イベント

がいこくじんしみん こくさいこうりゅうだんたい
外国人市民や国際交 流団体のネットワーク
が中心となって、多文化共 生や異文化
交 流の体験が出来るイベントを開催してい
ます。



Labour Consultation for Foreign Workers in English

We provide consultation services on working condition(wages, dismissal, annual paid leave and others)in English. As for Social Insurance, please consult Japan Pension Service Branch Office. As for Tax, please consult Tax Office. As for residence status, please contact Immigration Bureau.

Aichi Labour Bureau
Labour Standards Department
Inspection Division

Nagoya Godo Chousha2 2F
2-5-1 Sengenma Naka-ku
Nagoya 460-8507
Phone:052-972-0253

Tuesday and Thursday for English
Tuesday-Friday for Portuguese

9:30 a.m. ~4:00 p.m.
(except noon-1:00p.m.)

Please note that the day may be chang-
ed and confirm the above office before a
sitting.

And The Ministry of Health, Labour and Welfare has launched a "Telephone Consultation Service for Foreign Workers" to respond to requests for consultation from foreign workers in Japan. It is available in six languages(English, Chinese, Portuguese, Spanish, Tagalog and Vietnamese).
The service will address problems with respect to work conditions by exploring laws and making referrals to concerned organizations.

Language	Days available	Hours	Telephone No. (Int.)
English	Mon to Fri	10:00 am to 3:00 pm (Closed between noon and 1:00 pm.)	052-972-0253
Chinese			052-972-0253
Portuguese			052-972-0253
Spanish			052-972-0253
Tagalog	Tue & Wed		052-972-0253
Vietnamese	Wed & Fri		052-972-0253

Nagoya City Hall
Nagoya City Hall
West Area

Nagoya City Hall
Nagoya City Hall
West Area

Nagoya City Hall
Nagoya City Hall
West Area

Nagoya City Hall
Nagoya City Hall
West Area

がいこくじん ろうどう かん じょうほうていきょう
外国人の労働に関する情報提供

がいこくじん ろうどう かん じょうほう がいこくじんろうどうしゃ
外国人の労働に関する情報 を外国人労働者や
じぎょうしゃ ていきょう
事業者に提供 しています。

がいこくじんろうどうしゃそうだん あい ちろうどうきょく およ がいこくじんろうどうしゃむ
(外国人労働者相談コーナー(愛知労働局)及び外国人労働者向
そうだん こうせいらうどうしやう あんない えいごばん
け相談ダイヤル(厚生労働省)を案内する英語版のチラシ)

きほんてき とりくみ
基本的な取組⑧

がいこくじんし みん しゃかいさんかくし えん
外国人市民の社会参画支援

がいこくじんし みん ち い きしゃかい つな かつやく かんきょう すす た げん
外国人市民が、地域社会と繋がり活躍できる環境づくりを進めるため、多言
ご に ほん ご ちょうないかいかつどう ち い き た ぶ ん かきょうせい い ぶ ん かこうりゅう
語・やさしい日本語で、町内会活動や地域の多文化共生や異文化交流のイベ
ン トの おし らせ などの じょうほう ていきょう
ントのお知らせなどの情報を提供します。

た ぶ ん かきょうせい い ぶ ん かこうりゅう こくさいこうりゅう うんえい
また、多文化共生や異文化交流のイベント、国際交流ルームの運営など、
がいこくじんし みん かつやく き かい ていきょう
外国人市民が活躍できる機会を提供します。

51	とりくみじぎょう 取組事業	ちょうないかいかつどう り かいそくしん 町内会活動などの理解促進	たんとうか 担当課	し みんせい かつか 市民生活課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん た げん ご に ほん ご ちょうないかい かん じょうほう 外国人市民に、多言語・やさしい日本語で、町内会などに関する情報 ていきょう ちょうないかいかつどう り かい そくしん を提供し、町内会活動への理解を促進します。	
52	とりくみじぎょう 取組事業	ち い き た ぶ ん かきょうせい かん し えん 地域の多文化共生に関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	く ちょうないかい じ ち かい おこな 区・町内会・自治会などが行うイベントのチラシやお知らせなどを翻 やく じょうほう た げん ご に ほん ご かつよう てい 訳したり、イベントの情報を、多言語・やさしい日本語を活用し、提 きょう 供します。	
53	とりくみじぎょう 取組事業	じゅうてんてき おこな じぎょう (重点的に行う事業 5) た ぶ ん かきょうせい い ぶ ん かこうりゅう たいけん 多文化共生や異文化交流の体験イベントの かいさい 開催	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	よう 容	がいこくじんし みん こくさいこうりゅうだんたい ちゅうしん た ぶ ん か 外国人市民や国際交流団体のネットワークが中心となって、多文化 きょうせい い ぶ ん かこうりゅう たいけん で き かいさい 共生や異文化交流の体験が出来るイベントを開催します。	

54	とりくみじょう 取組事業	こくさいこうりゅう がいこくじん どうよう 国際交 流ルームでの外国人の登用	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない よう 内 容	こくさいこうりゅう うんえい せっきょくてき がいこくじん どうよう 国際交 流ルームの運営に、積極 的に外国人を登用します。		
55	とりくみじょう 取組事業	つうやく がいこくじん どうろう 通訳ボランティアへの外国人の登録	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない よう 内 容	がいこくじん せっきょくてき つうやく どうろう 外国人を、積極 的に通訳ボランティアとして登録します。		

とりくみしょうかい
取組紹介

せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ
生活に必要な知識を身に付ける講座

がいこくじんし み ん む だ かた こうつうあんぜん ぼうはん ぼうさい にほん せいかつ
外国人市民向けに、ごみの出し方、交通安全、防犯、防災などの日本での生活に
ひつよう ちしき み つ こうざ かいさい
必要な知識を身に付ける講座を開催しています。



基本的な取組⑨

地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人市民が、外国人独自の視点や能力を活かして、地域で主体的に活動出来るように、外国人市民のキーパーソンとなる人の発掘や育成を行います。

また、国際交流団体や外国人コミュニティなどと連携・協働し、地域の活性化やグローバル化に繋がる取組を進めます。

56	とくみじぎょう 取組事業	たぶん かきょうせい はくつ かつよう 多文化共生キーパーソンの発掘・活用	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	ちいき がいこくじんし みん はくつ かつよう 地域における外国人市民のキーパーソンを、発掘・活用します。		
57	とくみじぎょう 取組事業	がいこくじんし みん いけん しせい はんえい し く 外国人市民の意見を市政に反映させる仕組みづくり	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	こくさいこうりゅうだんたい がいこくじん いけんこうかん ふぞくきかん 国際交流団体や外国人コミュニティと意見交換をしたり、附属機関の いいん にんめい がいこくじんし みん いけん しせい はんえい で 委員に任命したりするなどして、外国人市民の意見を、市政に反映出 き たいせい すす 来る体制づくりを進めます。		
58	とくみじぎょう 取組事業	しまい と し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進 【NO. 49再掲】	たんとうか 担当課	きかくせいさくか 企画政策課
	ない 内	しみん こくさいかんかく こくさいりかい ふか 市民の国際感覚・国際理解を深めるために、姉妹都市交流を促進しま す。		
59	とくみじぎょう 取組事業	りゅうがくせい しゅうしょく かん しえん 留学生の就職に関する支援	たんとうか 担当課	たようせいしゃかい 多様性社会 すいしんか 推進課
	ない 内	にほん しゅうしょく きぼう りゅうがくせい りゅうがくせい む しゅうしょく 日本での就職を希望する留学生に、留学生向けの就職イベント じょうほう ていきょう などの情報を提供します。		

とりくみいちらん
取組一覧

じゅうてんてき おこな じぎょう
◎は、重点的に 行う事業

き ほん もく ひょう し え ん
基本目標Ⅰ コミュニケーションの支援

き ほん て き とりくみ た げ ん ご に ほ ん ご じょうほうていきょう 基本的な取組① 多言語・やさしい日本語での情報提供	
1	ぎょうせいじょうほう た げ ん ご か に ほ ん ご かつよう 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用
◎ 2	かつよう じょうほうはっしん SNSを活用した情報発信
3	がいこくじんそうだん じっし 外国人相談の実施
4	た げ ん ご ほん や く き りょう 多言語翻訳機の利用
◎ 5	つうやく はけん 通訳ボランティアの派遣
6	に ほ ん ご けん し ゅ う やさしい日本語研修
7	こくさいこうりゅう うんえい 国際交流ルームの運営
き ほん て き とりくみ に ほ ん ご きょういく すいしん 基本的な取組② 日本語教育の推進	
◎ 8	に ほ ん ご きょうしつ かいさい 日本語教室の開催
◎ 9	こ に ほ ん ご きょうしつ かいさい 子どもの日本語教室の開催
10	に ほ ん ご きょういく かん じょうほうていきょう 日本語教育に関する情報提供
11	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい 小学校や中学校、国際交流団体などとの連携
12	に ほ ん ご きょういくこうし はけん 日本語教育講師の派遣
13	に ほ ん ご きょういくしどう かん し え ん 日本語教育指導ボランティアに関する支援

き ほん もく ひょう あんしん く し え ん
基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援

き ほん て き とりくみ せいかつかんきょう せいび 基本的な取組③ 生活環境の整備	
14	ぎょうせいじょうほう た げ ん ご か に ほ ん ご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
15	た げ ん ご あんないばん こうきょう さくせい 多言語による案内板や公共サインの作成

16	せいかつ じっし 生活オリエンテーションの実施
17	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ 生活に必要な知識を身に付ける講座
◎ 18	つうやく はけん さいけい 通訳ボランティア派遣 【NO. 5再掲】
19	がいこくじんそうだん じっし さいけい 外国人相談の実施 【NO. 3再掲】
20	たげんごほんやくき りよう さいけい 多言語翻訳機の利用 【NO. 4再掲】
21	みんせいいいん じどういいん しゅにんじどういいん れんけい 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
22	じゅうたくかくほ しえん 住宅確保の支援
23	いりょうつうやく りようそくしん あいち医療通訳システムの利用促進
24	ばんつうほう かか たげんごでんわつうやく 119番通報に係る多言語電話通訳
25	がいこく も こ ほごしゃ こそだ しえん 外国にルーツを持つ子どもやその保護者の子育て支援
きほんてき とりくみ きょういくかんきょう せいび 基本的な取組④ 教育環境の整備	
26	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
27	こ にほんごぎょうしつ かいさい さいけい 子どもの日本語教室の開催 【NO. 9再掲】
28	にほんごぎょういくこうし はけん さいけい 日本語教育講師の派遣 【NO. 12再掲】
29	つうやく はけん さいけい 通訳ボランティアの派遣 【NO. 5再掲】
30	しんろしどう しゅうしよくしえん 進路指導・就職支援
31	にほんごぎょういくしどう かん しえん さいけい 日本語教育指導ボランティアに関する支援 【NO. 13再掲】
32	しょうがっこう ちゅうがっこう こくさいこうりゅうだんたい れんけい さいけい 小学校や中学校、国際交流団体などとの連携 【NO. 11再掲】
きほんてき とりくみ さいがい そな たいせい 基本的な取組⑤ 災害に備える体制づくり	
33	ぎょうせいじょうほう たげんご か にほんご かつよう さいけい 行政情報などの多言語化・やさしい日本語の活用 【NO. 1再掲】
34	がいこくじんじしんこうしゅうかい 外国人地震講習会
35	がいこくじん かさい かん こうぎ 外国人への火災に関する講義
36	せいかつ ひつよう ちしき み つ こうざ さいけい 生活に必要な知識を身に付ける講座 【NO. 17再掲】

37	しゃかいふくしきょうぎかい だんたい れんけい 社会福祉協議会やボランティア団体との連携
38	さいがい た げんごしえん かつよう 災害多言語支援センターの活用
39	ばんつうほう かか た げんごでんわつうやく さいけい 119番通報に係る多言語電話通訳 【NO. 24再掲】
き ほんてき とりくみ てきせい ろうどうかんきょう せい び 基本的な取組⑥ 適正な労働環境の整備	
40	がいこくじんろうどうしゃ てきせいきょう しゅうち 外国人労働者の適正雇用の周知
41	がいこくじんろうどうしゃ さいよう かん しえん 外国人労働者の採用に関する支援
42	がいこくじん ろうどう かん じょうほう ていきょう 外国人の労働に関する情報の提供

き ほんもくひょう た ぶ ん か きょうせい ち い き
基本目標Ⅲ 多文化共生の地域づくり

き ほんてき とりくみ た ぶ ん か きょうせい いし きけいはつ 基本的な取組⑦ 多文化共生の意識啓発	
◎ 43	た ぶ んかきょうせい い ぶ ん かこうりゅう たいけん かいさい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催
44	た ぶ んかきょうせいきょうざ かいさい 多文化共生講座の開催
◎ 45	に ほ んごきょうしつ かいさい さいけい 日本語教室の開催 【NO. 8再掲】
46	に ほ んご ふきゅう かつよう やさしい日本語の普及・活用
47	に ほ んごけんしゅう さいけい やさしい日本語研修 【NO. 6再掲】
48	こくさいこうりゅう うんえい さいけい 国際交流ルームの運営 【NO. 7再掲】
49	しまいと し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進
50	こくさいこうりゅうだんたいかつどう しえん 国際交流団体活動への支援
き ほんてき とりくみ がいこくじんし めん しゃかいさんかくし えん 基本的な取組⑧ 外国人市民の社会参画支援	
51	ちょうないかいかつどう りかいそくしん 町内会活動などの理解促進
52	ち い き た ぶ んかきょうせい かん しえん 地域の多文化共生に関する支援
◎ 53	た ぶ んかきょうせい い ぶ ん かこうりゅう たいけん かいさい さいけい 多文化共生や異文化交流の体験イベントの開催 【NO. 43再掲】
54	こくさいこうりゅう がいこくじん とうよう 国際交流ルームでの外国人の登用

55	つうやく 通訳ボランティアへの外国人の登録
基本的な取組⑨ 地域活性化の推進やグローバル化への対応	
56	た ぶん かきょうせい 多文化共生キーパーソンの発掘・活用
57	がいこくじんしゅみん いけん しせい はんえい 外国人市民の意見を市政に反映させる仕組みづくり
58	しまいと し こうりゅう そくしん 姉妹都市交流の促進 【NO. 49再掲】
59	りゅうがくせい しゅうしょく かん 留学生の就職に関する支援



とりくみしょうかい 取組紹介

たげんごほんやくき りょう
多言語翻訳機の利用

にほんご りかい じゅうぶん がいこくじん
日本語の理解が十分でない外国人

しみん たげんご まどぐちたいおう で き
市民と、多言語で、窓口対応が出来る

ように、たげんごほんやくき せっち
多言語翻訳機を設置します。



しまいと し こうりゅう そくしん
姉妹都市交流の促進

ねん しょうわ ねん
1981年(昭和56年)から、カナダ・ケ

し しまいと していけい むす ぎょう
ローナ市と姉妹都市提携を結び、行

せい おお しみん さまざま
政のみならず、多くの市民や様々な

だんたい みな こうりゅう
団体の皆さんが交流をしています。



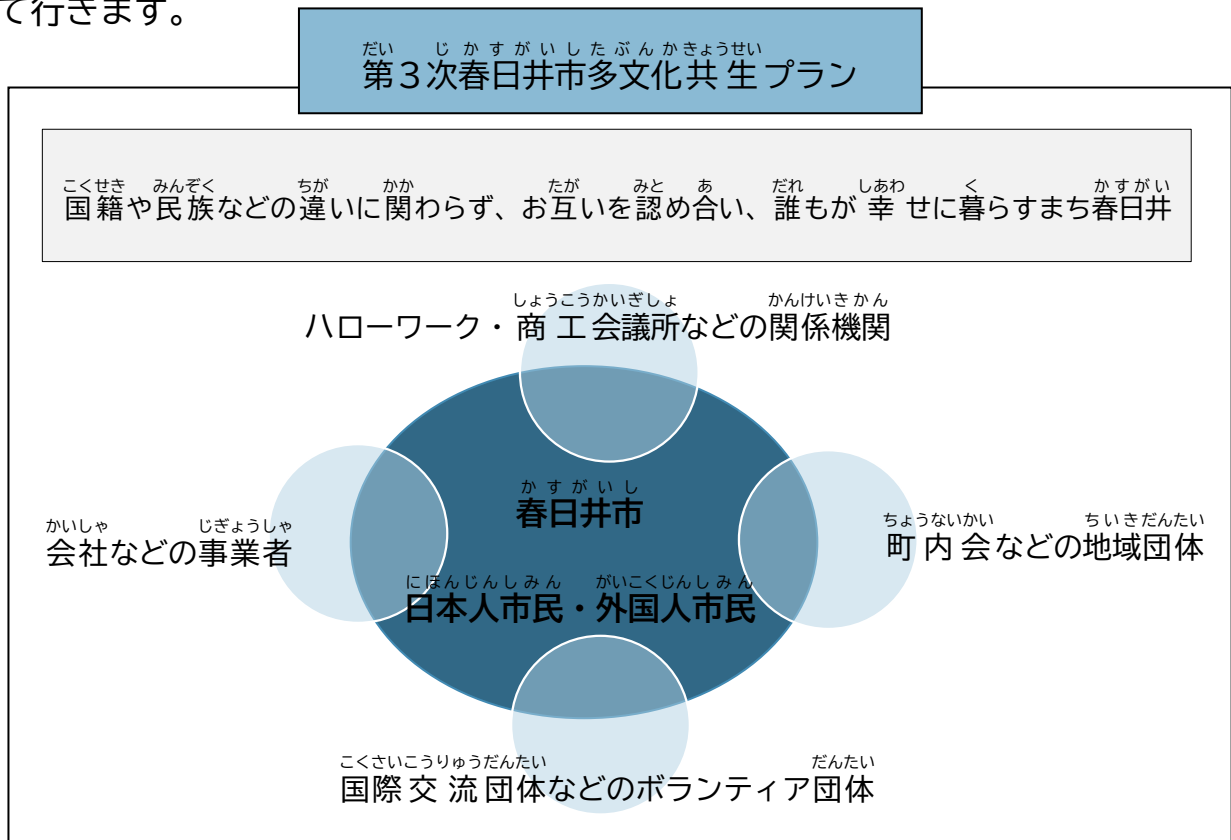

だい しょう すいしん 第5章 プランの推進

すいしんたいせい 1 プランの推進体制

このプランで行うことはさまざまな分野にまたがるため、推進体制の整備や関係機関との連携が必要となります。

このプランを進めていくには、春日井市だけでなく、市民、地域団体、ボランティア団体、事業者、関係機関などと連携し、協力することが必要です。

そのために、お互いがそれぞれ役割を理解し、情報を共有しながら、一緒に進めて行きます。



しんこうかんり 2 プランの進管理

このプランについては、年度ごとにやったことを調査して、「春日井市多文化共生審議会」に報告し、市民に公表します。

しりょうへん
資料編

1 さくていけいか 策定経過

ねん がつ び 年 月 日	ない よう 内 容
ねん がつ にち 2023年 6 月 16日	だい かい か す が い し た ぶ ん か きょうせいしん ぎ かい 第1回春日井市多文化共生審議会 か す が い し た ぶ ん か きょうせいしん ぎ かい 春日井市多文化共生審議会について だい じ か す が い し た ぶ ん か きょうせい い か だい じ 第3次春日井市多文化共生プラン（以下、「第3次プ ラン」という。）^{さくていほうしん}策定方針について
が づ か 8 月 24日	だい かい か す が い し た ぶ ん か きょうせいしん ぎ かい 第2回春日井市多文化共生審議会 だい じ こっし あん 第3次プラン骨子（案）について
が づ か 10 月 5 日	だい かい か す が い し た ぶ ん か きょうせいしん ぎ かい 第3回春日井市多文化共生審議会 だい じ ちゅうかん あん 第3次プラン中間（案）について
が づ にち 11 月 11 日	しみんいけんこうぼ じっし 市民意見公募（パブリックコメント）の実施
が づ にち 12 月 27 日	だい かい か す が い し た ぶ ん か きょうせいしん ぎ かい 第4回春日井市多文化共生審議会 しみんいけんこうぼ けっか 市民意見公募（パブリックコメント）結果について だい じ あん 第3次プラン（案）について とうしんしょ あん 答申書（案）について だい じ さくてい む とうしん 第3次プラン策定に向けての答申

2 春日井市多文化共生審議会委員名簿

けいしりやく ごじゅうおんじゅん
(敬称略・五十音順)

く ぶん 区 分	し めい 氏 名	しょぞく しょくめいとう 所属・職名等
かいちょう 会長	こんどう あつし 近藤 敦	めいじょうだいがくほうがく ぶきようじゅ 名城大学法学部教授
ふくかいちょう 副会長	いとう まさあき 伊藤 正晃	ちゅうぶだいがくこくさいかんけいがく ぶこくさいがっかこうし 中部大学国際関係学部国際学科講師
いいん 委員	かん えいけい 韓 栄慧	こうぼいいん 公募委員
	ごとう かずあき 後藤 一明	かすがいし れんらくきょうぎかい かいちょう 春日井市ボランティア連絡協議会会長
	しばた たえこ 柴田 多恵子	かすがいこくさいこうりゅうかい かいちょう 春日井国際交流会・K I F 会長
	ズオン ティ ヴィナ	ちゅうぶだいがくりゅうがくせい 中部大学留学生
	すずき としみつ 鈴木 俊光	かすがいしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい ちくみんせい 春日井市民生委員児童委員協議会地区民生 委員児童委員協議会 会長
	すずき ゆうせつ 鈴木 夕雪	かすがいしょうこうかいぎしよ じ むきよくちょう 春日井商工会議所事務局 長
	すわ あきこ 諏訪 暁子	こうぼいいん 公募委員
	にしほり あけみ 西堀 明美	こうぼいいん 公募委員
	にむら みどり 二村 みどり	がいこくじん かすがい かいちょう 外国人サポート春日井会長

3 春日井市多文化共生審議会規則

へいせい ねん がつ にち きそくだい ごう
平成30年3月16日 規則第14号

しゅし (趣旨)

だい じょう きそく かすがいしふぞくきかんせつちじょうれい へいせい ねんかすがいしじょうれいだい ごう だい じょう
第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の
きてい もと かすがいしたぶんかきょうせいしんぎかい い か しんぎかい そしきおよ うんえい
規定に基づき、春日井市多文化共生審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営につい
て必要な事項を定めるものとする。

いいん (委員)

だい じょう いいん つぎ かか もの しちょう いしよく
第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) がくしきけいけん ゆう もの
学識経験を有する者
- (2) こくさいこうりゅうだんたいかんけいしゃ
国際交流団体関係者
- (3) こうぼ しみん
公募による市民
- (4) ぜん ごう かか もの しちょう ひつよう みと もの
前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

にん き (任期)

だい じょう いいん にん き ねん さいにん さまた
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 ほけついいん にん き ぜんにんしゃ ざんにんき かん
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

だい じょう しんぎかい かいちょうおよ ふくかいちょう お いいん ごせん さだ
第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 かいちょう かいむ そうり
会長は、会務を総理する。

3 ふくかいちょう かいちょう ほ さ かいちょう じ こ また かいちょう か しよく
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職
務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう しんぎかい かいぎ かいちょう しょうしゅう かいちょう かいぎ ぎちょう
第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

しんぎかい いいん はんすういじょう しゅっせき かいぎ ひら
2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

しんぎかい かいぎ ぎじ しゅっせきいいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちょう けつ
3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。

かんけいしゃ しゅっせき
(関係者の出席)

だい じょう しんぎかい ひつよう みと しんぎかい かいぎ かんけいしゃ しゅっせき もと
第6条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その
せつめいまた いけん き
説明又は意見を聞くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう しんぎかい しよむ しみんせいかつぶしみんかつどうしえん しより
第7条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動支援センターにおいて処理する。

いにん
(委任)

だい じょう きそく さだ ひつよう じこう かいちょう しんぎかい はか さだ
第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 用語解説（五十音順）

このプランに書いてある言葉の説明をしています。

【あ】

ICT（Information and Communication Technology）

情報や通信に関する技術のこと。

あいち医療通訳システム

愛知県に住んでいる外国人が安心して医療などを受けられるよう、病院などの依頼に応じて医療通訳者の派遣、電話通訳、文書翻訳をするサービス。

永住者

法務大臣が永住を認めた在留期間を制限されることなく日本に在留できる者。

永住者の配偶者等

永住者または特別永住者の配偶者や永住者などの子として日本で生まれ、その後引き続きに日本に在留している者。

SNS（Social Networking Service）

携帯電話、パソコンなどからインターネットを通じて、世界中の様々な人との交流や、情報を発信できるサービス。

NPO（Non-Profit Organization）

営利を目的とせず、公共の利益になる活動を行なう民間非営利組織。

オリエンテーション

理解を深めて適応するための説明会。

〔か〕

外国人労働者の適正雇用と日本社会へ適応するための憲章

外国人労働者の適正雇用に関し、経済界や企業で取り組み外国人労働者が日本社会へ適応し、地域住民と共生できるような環境整備にも自主的に取り組むことができるきっかけとなるように、東海三県で作ったもの。

春日井市多文化共生審議会

春日井市附属機関設置条例により作られた、多文化共生に関する審議を行う機関。

家族滞在

一定の在留資格をもつ外国人の扶養家族を受け入れるために、作られたもの。その扶養者である配偶者や親が日本に在留する間に限り、日本に在留することができる。

キーパーソン

団体や人間関係などにおいて、特に大きな影響を与える人。

技能実習生

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能などを習得する者。

グローバル化

社会的あるいは経済的な影響が、国や地域などを越えて地球規模に広がり色々な変化をもたらす現象。

【さ】

しまいとし 姉妹都市

ぶん かこうりゅう しんぜん もくてき とし とし むす かすがいし
文化交流や親善を目的とした都市と都市との結びつきのこと。春日井市は
カナダのケローナ市と姉妹都市提携をしています。

しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

ちいきふくし すいしん もくてき ちいき じゅうみん ふくしかつどうだんたい さんか
地域福祉の推進を目的として、地域の住民や福祉活動団体などの参加によ
ってつくられた民間の団体。

じゅうみんきほんだいちょう 住民基本台帳

しめい せいねんがっぴ せいべつ じゅうしょ か
氏名、生年月日、性別、住所などが書かれたもの。

しゅつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう 出入国管理及び難民認定法

しゅつにゆうこく かんり はか なんみん にんていてつづ もくてき ほうりつ
出入国の管理を図るとともに、難民の認定手続きを目的とした法律。

【た】

だい じ たぶん かきょうせいすいしん 第4次あいち多文化共生推進プラン

ねん れいわ ねん あいちけん たぶん かきょうせい かん いっそう すいしん はか
2022年（令和4年）に愛知県が多文化共生に関して、一層の推進を図
るために作ったプラン。

だいろくじ かすがいし そうごうけいかく 第六次春日井市総合計画

ねん へいせい ねん がつ かすがいし つく ねん れいわ
2018年（平成30年）2月に春日井市が作り、2023年（令和5
ねん がつ みなお かすがいし きほん けいかく
年）3月に見直しをした春日井市のまちづくりの基本となる計画。

ちいき たぶん かきょうせいすいしん 地域における多文化共生推進プラン

ねん れいわ ねん そうむしょう つく ちいき たぶん かきょうせい たい
2020年（令和2年）に総務省が作った、地域における多文化共生に対
する基本的な計画。

ていじゅうしゃ
定住者

ほうむだいじん こじん たい とくべつ りゆう かんが いってい ざいりゅうき かん してい
法務大臣が個人に対して特別な理由を考えて、一定の在留期間を指定し
きょじゅう みと もの
居住を認める者。

とくていぎのう ごう
特定技能1号

とくていさんぎょうぶ ん や かん そうとうていど ちしき けいけん ひつよう ぎのう も がいこくじん
特定産業分野に関して、相当程度の知識や経験が必要な技能を持つ外国人
む ざいりゅうし かく
向けの在留資格。

とくべつえいじゅうしゃ
特別永住者

にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだつ もの しゅつにゅうこくかんり
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理
かん とくれいほう き へいわじょうやくこくせきりだつしゃ へいわじょうやくこくせきりだつしゃ し
に関する特例法で決められた平和条約国籍離脱者や平和条約国籍離脱者の子
そん
孫。

〔な〕

にほん ごきょういく すいしん かか ほうりつ
日本語教育の推進に関わる法律

にほん ごきょういく すいしん にほん す がいこくじん にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ えんかつ
日本語教育の推進が、日本に住む外国人が日常生活や社会生活を円滑に
いとな ん 営むことができる かんきょう せいび やくだ がいこく こうりゅう そくしん ゆう
環境の整備に役立つとともに、外国との交流の促進や友
こうかんけい い じ はってん ちから もくてき
好関係の維持・発展の力になることを目的としている。

にほんじん はいぐうしゃとう
日本人の配偶者等

にほんじん はいぐうしゃ みんぽう めいじ ねんほうりつだい ごう だい じょう に き
日本人の配偶者や民法（明治29年法律第89号）第817条の二の決まりによ
とくべつようし にほんじん こ う もの
る特別養子や日本人の子として生まれた者。

〔は〕

ぼ し けんこうてちょう
母子健康手帳

いっぱんてき ぼ し てちょう よ にんしん しゅっさん じょうきよう しょうがっこうにゅうがくまえ
一般的には「母子手帳」と呼ばれ、妊娠や出産の状況、小学校入学前ま
こ けんこうじょうたい はついく よぼうせつしゅ きろく
での子どもの健康状態、発育、予防接種などの記録をしているもの。

【ま】

みんせい い いん じどう い いん しゅにん じどう い いん
民生委員・児童委員、主任児童委員

みんせい い いん ほう ち い きじゅうみん かん そうだん ひつよう えんじょ ぎょうせい き かん
民生委員法により、地域住民に関する相談、必要な援助、行政機関への
きょうりよく おこな ひと とく じどう にんさん ぶ かん せんもん たんとう
協力を行う人のこと。また、特に児童や妊産婦に関することを専門に担当
ひと しゅにん じどう い いん
する人を主任児童委員という。

【や】

やさしい にほん ごと
日本語

ふだん つか こと ば がいこくじん わ い かんたん にほん
普段使われている言葉を外国人にも分かるように、言いかえた簡単な日本
ご
語。

だい じ か す が い し た ぶ ん か き ょ う せ い
第3次春日井市多文化共生プラン

は っ こ う か す が い し
発行：春日井市

か す が い し た ょ う せ い し ゃ か い す い し ん か
春日井市多様性社会推進課

〒486-0844

か す が い し と り い ま つ ち ょ う ち ょ う め ば ん ち
春日井市鳥居松町2丁目247番地

で ん わ
電話：0568-85-4401

FAX：0568-85-7890

E-mail：tayosei@city.kasugai.lg.jp

